

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 11 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

飲料自動販売機設置場所（施設名、住所、屋内屋外の別、台数及び最低賃料（月額）は別表のとおり）の貸し付け

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、入札不調後の随意契約についても同様とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある者
- (4) 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから 2 年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
 - カ 神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (5) 借受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (6) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-0001）

神戸市役所本庁舎 1 号館 17 階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号 078-322-5051）

（以下「資産活用課」という。）

4 入札の参加に関する要領の公開時期及び公開方法

- (1) 公開時期
令和6年11月21日（木）より公開
 - (2) 公開方法
ホームページにて公開
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a59688/shise/kobai/sell/jihanki00.html>)
- 5 入札参加申込期間及び入札参加申込み方法
- (1) 入札参加申込期間
令和6年11月21日（木）から令和6年12月10日（火）まで
 - (2) 入札参加申込み方法
郵送・持参
 - (3) 入札参加申込みに関する事項
入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込をした者に限ります。
- 6 入札保証金に関する事項
入札保証金は免除とします。
- 7 入札期間及び入札方法
- (1) 入札期間
令和7年1月10日（金）から令和7年1月23日（木）まで
 - (2) 入札方法
郵送・持参
- 8 開札の日時及び場所
- (1) 開札の日時
令和7年1月30日（木）午前9時30分より
 - (2) 開札の場所
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館24階 1241会議室
 - (3) 落札者の決定の方法
落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。
- 9 入札の無効に関する事項
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
 - (2) 「入札参加申込書兼誓約書」の提出がないとき。
 - (3) 最低賃料（月額）に達しない金額をもって入札したとき。
 - (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
 - (5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。
 - (6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」の記載がないとき。
 - (7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
 - (8) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
 - (9) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
 - (10) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (11) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
 - (12) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
 - (13) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他
落札後、契約書提出期限は令和7年3月19日（水）午後5時までとします。

別 表

物件 番号	施 設 名	住 所	屋内/ 屋外	台 数	最低賃料 (月額)
1	東灘消防署六甲アイランド出張所	神戸市東灘区向洋町中4丁目2番地3	屋内	1	2,200
2	東水環境センター(東灘処理場)1	神戸市東灘区魚崎南町2丁目1番23 号	屋内	1	2,200
3	東水環境センター(東灘処理場)2		屋内	1	2,200
4	東水環境センター(東部スラッジセンター)	神戸市東灘区向洋町東2丁目1番1号	屋外	1	1,300
5	灘事業所	神戸市灘区琵琶町2丁目1番2号	屋外	1	1,300
6	港島クリーンセンター	神戸市中央区港島9丁目12番地の1	屋内	1	2,200
7	水上消防署1	神戸市中央区港島3丁目2番地2	屋内	1	2,200
8	水上消防署2		屋内	1	2,200
9	中央消防署	神戸市中央区小野柄通2丁目1番19号	屋内	1	2,200
10	中央図書館	神戸市中央区楠町7丁目2番1号	屋外	4	5,200
11	兵庫消防署1	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	屋内	1	2,200
12	兵庫消防署2		屋内	1	2,200
13	兵庫事業所	神戸市兵庫区御崎町1丁目3番15号	屋内	1	2,200
14	北事業所	神戸市北区山田町下谷上字五郎本1番 地の1	屋外	1	1,300
15	動物管理センター	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14 番地の1	屋外	1	1,300
16	北建設事務所	神戸市北区有野町唐櫃字種池3064番地	屋内	1	2,200
17	妙賀山クリーンセンター	神戸市北区山田町小部字妙賀山1番地 の1	屋外	1	1,300
18	落合クリーンセンター	神戸市須磨区中落合3丁目1番1号	屋内	1	2,200
19	垂水区役所	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	屋内	1	2,200
20	西神墓園管理事務所	神戸市西区神出町南字美濃谷614番地	屋外	1	1,300
21	西クリーンセンター	神戸市西区伊川谷町井吹字三番圃74番 地の1	屋外	1	1,300

※屋内に設置する物件の最低賃料(月額)は税抜きの金額です。